

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下これらを「電気自動車等」という。）に充電が可能な充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内で必要な経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることにより、電気自動車等の普及のための基盤整備を促し、もって脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により交付された自動車検査証が有効期間内（同法第62条第2項の規定により当該自動車検査証に有効期間が記入されている場合にあつては、その記入された有効期間内）である同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

(2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(3) 充電設備 電気自動車等を充電するための設備であつて、次の各号に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）

イ 普通充電設備（漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）

ウ 充電用コンセント（電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。）

エ 充電用コンセントスタンド（前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。）

(4) 再生可能エネルギー100%由来の電力 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものを由来とする電力のことをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、区内に住民登録があり、かつ、区内の自らが居住する戸建住宅（住民登録地と同一であるものに限

る。)に新品の充電設備(リースにより設置したものを除く。)を設置した個人とする。

2 前項に定めるもののほか、本補助金の交付対象者は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、足立区長(以下「区長」という。)が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 本補助金の交付対象となる設備(以下「対象設備」という。)について、他の団体から他に補助金の交付決定を受けていないこと。

(2) 設置した充電設備が、一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機種として指定され、公開している通信機能が無い充電設備であること。

(3) 次条に規定する補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)が、5万円以上であること。

(4) 工事を伴う充電設備であること。

(5) 対象設備を設置した住宅において太陽光発電システムを設置していない、又は電力契約が再生可能エネルギー100%由来の電力でないこと。

(6) 対象設備を設置した住宅が、当該年度及び過去5年以内(前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内)に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(7) 対象設備購入における支払いが完了した日(ローンによる支払いの場合は、ローンの契約日)から12か月を経過していないこと。

(8) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象設備の購入費及び設置工事に要する経費(運搬費、処分費、諸経費、その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事に要する経費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、2万5千円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設備本体及び設置工事に係る領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)

(2) 設備本体及び設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し

(3) NeV 機器登録リストの型式がわかるものの写し(補助対象充電設備型式一覧表等)

(4) 設置場所の平面図(設置箇所を明示したものに限る。)

(5) 設置工事後の対象設備及び型式が確認できるカラー写真

(6) 対象設備を設置する建築物を共有し、又は借用している場合は、所有者(共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者)の承諾書(第2号様式)

(7) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、本補助金の目的に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に該当しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、当該申請の不交付を決定し、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第3項の規定により戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けた場合は、速やかに本補助金を交付する。

(処分の制限)

第9条 本補助金交付決定者は、本補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、本補助金の交付対象となった充電設備の処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書(第6号様式)を事前(事前に提出が困難な場合は、事後)に区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対し戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認通知書(第7号様式)により通知する。

3 区長は、第1項の規定による財産処分承認申請をした者について正当な理由がないと認めたときは、戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分不承認通知書(第8号様式)により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の手段により本補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による承認を受けずに、本補助金の交付対象となった充電設備の処分をしたとき。
- (3) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (4) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

(不正手続き等に対する措置)

第10条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者（以下本条において「本補助金交付決定者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- (1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求
- (2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第11条 本補助金交付決定者は、第10条第1項の規定に基づき区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった充電設備の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第13条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第14条 本補助金交付決定者は、当該補助対象設備を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第15条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（4足環政発第2050号 令和4年8月31日 区長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（令和4年度の交付対象者の特例）

2 令和4年度においては、第7条第2項中「4月1日」とあるのは、「9月1日」と読み替えるものとする。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日 区長決定）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）
（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(提出先)
足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報や税務情報、足立区から他に補助に係る交付決定を受けていないこと及び他の団体への申請状況の確認について調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ (同意の場合は、に✓をしてください)

【対象者チェック】該当するに✓してください。

(1) 当該住宅は「新築」か「既存」か。
<input type="checkbox"/> 「新築」戸建住宅である。⇒ 区の補助制度の対象です。 <input type="checkbox"/> 「既存」戸建住宅である。⇒ (2)をご確認ください。
(2) 当該住宅に設置した機器が「通信機能の無いもの」かつ、「太陽光発電システムを設置」または「電力会社と再生可能エネルギー100%の契約」をしていない。
<input type="checkbox"/> 該当する ⇒ 区の補助制度の対象です。 <input type="checkbox"/> 該当しない ⇒ 区の補助対象外です。東京都の「戸建住宅向け充電設備導入促進事業」にご申請ください（東京都との併用は不可）。

1 交付申請金額

申請金額	25,000円
------	---------

2 申請者

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号	()

3 電気自動車等用充電設備に関する事項 (いずれかのに✓をしてください。)

補助対象機器 (充電用コンセント含む)	<input type="checkbox"/> 急速充電設備 メーカー名： 型式：
	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 メーカー名： 型式：

4 申請書提出者 (2申請者と異なる場合は記入してください。)

事業者名称：
担当者氏名： 電話番号：

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（提出先）
足立区長

（承諾者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

承 諾 書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の申請に係る下記の建築物について、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象設備を設置することを承諾します。

記

- 1 所有状況（いずれかの□に✓してください）
 - 私の所有
 - 申請者と私との共有

- 2 対象設備を設置する建物の住所（□に✓してください）
 - 第1号様式の申請者住所と同じ

- 3 申請者氏名

- 4 申請者との関係（例：配偶者、親、子、貸主）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 設備を設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ 25,000 —

3 補助金交付決定後の注意事項

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内に、補助金の交付対象となった充電設備を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し承認を受ける必要があります。

4 補助金の交付決定の取消しおよび補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- (2) 補助金の交付対象となった充電設備について未承認の財産処分をしたとき。
- (3) その他、本補助金の交付要綱の規定に違反したと区長が認めるとき

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 設備を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. _____

年 月 日

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第7条第3項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求金額 ￥ 25,000 -

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合									本 店
	信用金庫 ・ 農 協									支 店
										出張所
	預金種別	普通	口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

年 月 日

（提出先）
足立区長

（申請者）

住所	〒 -
ふりがな	
申請者名	
電話番号 (昼間の連絡先	- -)

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認

申請書

先に戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付決定を受けた蓄電池の処分について、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分の予定日 年 月 日から
(年 月 日まで)

3 処分の内容（該当する項目を○で囲んでください。）

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

その他の場合は具体的に記入してください。

[]

4 処分の理由

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認
通知書

先に届出のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分について、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 処分承認日 年 月 日

3 処分の内容

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分

不承認通知書

先に申請のあった戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請について、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、不承認としましたので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 不承認の理由

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足 収第 号で通知した戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付決定について、足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 設備を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____